

表現の自由とは

Ver 0.1

2019年10月27日

エンターテインメント表現の自由の会

最近の表現の自由を巡る議論

- 最近でも表現の自由を巡り様々な議論がなされている

あいち
トリエンナーレ

「表現の不自由展」で少女像や昭和天皇を扱った映像作品などを含む作品が展示され、安全維持の為に一時中断された。また、文化庁による補助金の内定が取り消された

宇崎ちゃん
献血ポスター

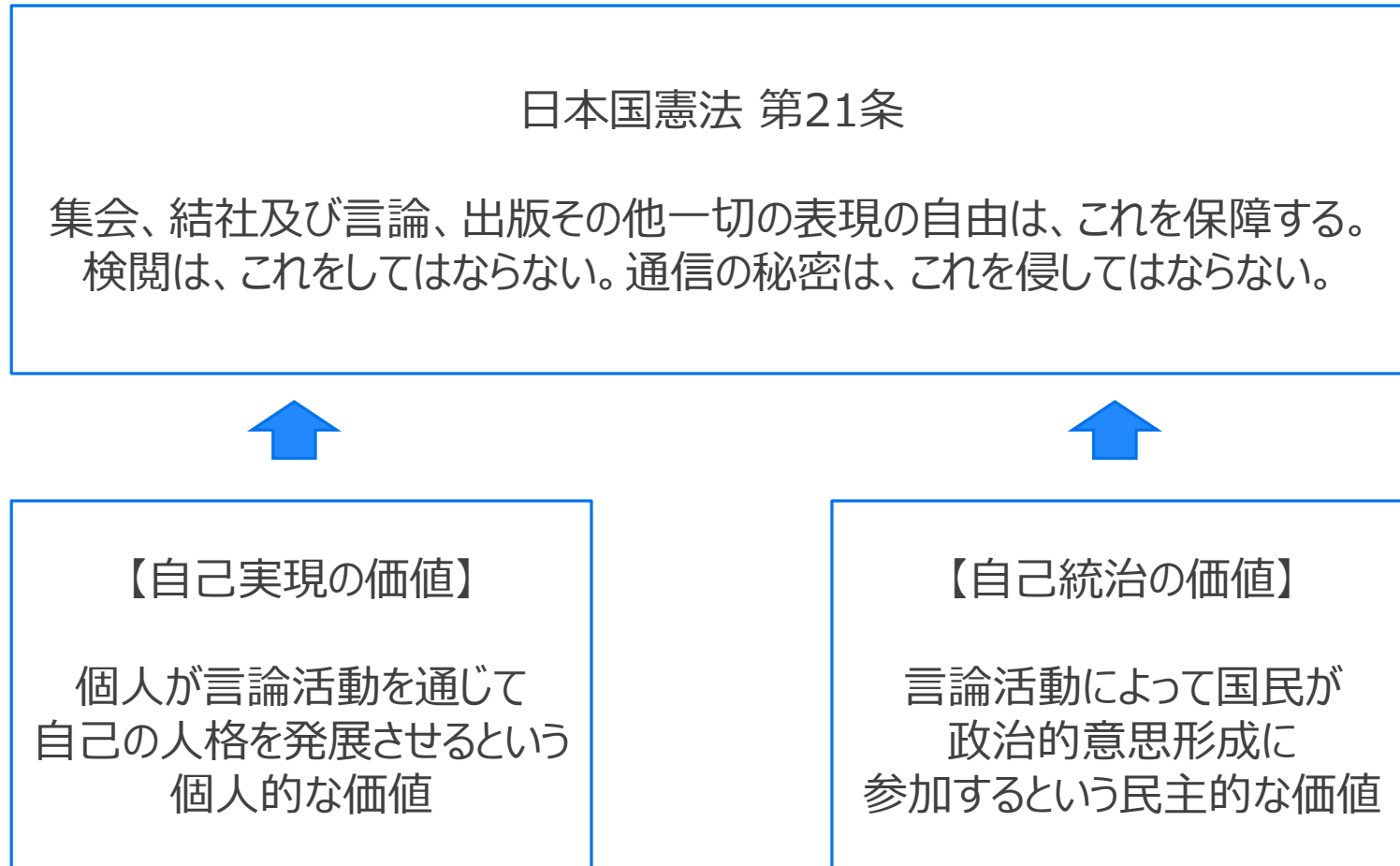
日本赤十字社がコミック「宇崎ちゃんは遊びたい」の宇崎ちゃんをキャラクターとして使い、大きな胸が強調されたポスターが、「女性をもの扱いしている」と議論になる

はたらくるま
増版中止

幼児向け乗り物図鑑「はたらくるま」に戦車が掲載。不適切として講談社が増版を中止した

憲法21条の表現の自由

- 日本国憲法21条により表現の自由は保障される



表現の自由は絶対なのか

- 表現の自由は絶対的な権利ではなく、公共の福祉の制約を受ける

日本国憲法 第13条
自由に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り
最大の尊重を必要とする



制約

日本国憲法 第21条
一切の表現の自由は、
これを保障する

※一部略

詐欺罪

名誉毀損罪

侮辱罪

差し止め請求

- AFEEは前文と3つの基本原則の理念を持つ

前文

「AFEE（エーフィー）エンターテインメント表現の自由の会」は表現の自由を主張しつつ、マンガ・アニメ・ゲームなどエンターテインメントの全てのジャンルにおいて、わたしたち**消費者の権利・利益を守る活動をする団体**です。

① 消費者 団体

エンターテインメントの単なる受け手としての消費者ではなく、モノをいう消費者（読者・視聴者・ユーザーなど）として、**エンターテインメント消費者の権利・利益が守られる社会をめざします**。そのために、表現の自由に関する調査・研究や消費者のための情報提供・意見発信を行います。

② 表現の 結果責任

いっさいの表現規制に「表現の自由」「情報アクセスの自由」「通信の秘密」の立場から反対します。**他人の人権を侵害する表現は、その結果に対して責任が伴うべき**であり、表現の発信及び受信行為そのものを制限するべきではありません。

③ 青少年の 自由

青少年を一律の保護の対象としてだけでなく、発達に応じて権利の主体として捉え、**青少年の自由を最大限に尊重**できるよう各種啓発、支援を進めていきます。特に青少年のエンターテインメントに触れたり、意見を発信したり、表現したい気持ちを歓迎し、積極的にその権利を守っていきます。

概要

正式名 : エンターテインメント表現の自由の会
略称 : AFEE (エーフィー)
(Association for Freedom of Entertainment Expression)
設立 : 2013年8月
編集長 : 坂井崇俊
名誉顧問 : 山田太郎 (参議院議員)
E-mail : afeejp@gmail.com
URL : <http://afee.jp/>

活動内容

同人誌 (AFEEマガジン) の発行 (年2回)
同人誌即売会での同人誌頒布 (年15回程度)
コミケ会場前での街頭演説 (年6日)
AFEEちゃんねる (毎月第2月曜日21:00~)

表現の自由の制約の種類

表現の自由侵害の類型

- 表現の自由の侵害には様々な類型がある

誰が制約	何を制約	なぜ制約
流通業者 SNSプラットフォーム	マンガ	青少年健全育成
出版社	アニメ	児童ポルノ (児童保護)
表現者自身	ゲーム	著作権保護
広義の行政 (法律・条例)	その他表現	犯罪誘発
国連・条約		わいせつ物頒布

表現の自由を制約する理由

- 表現を制約する理由には大きく以下の5つが挙げられる

青少年健全育成

青少年が健全に育成するためには、「不健全」なコンテンツを見せるべきでないとの主張

児童ポルノ
(児童保護)

児童の人権を守るためコンテンツ制限が必要との主張。ただし、非実在キャラクターについては、人権が存在しないため議論がある

著作権保護

二次創作などオリジナルコンテンツを改変して新たな創作物を創作することによる著作者の権利保護

犯罪誘発

メディアの影響は大きく、受け手に対して、直接的、即効的な影響を及ぼすため、コンテンツが犯罪を誘発するという主張

わいせつ物頒布

法律の意味でわいせつの定義に当たらないものであっても、それを公共の場で表現することは「見たくない権利」を侵害するとの主張

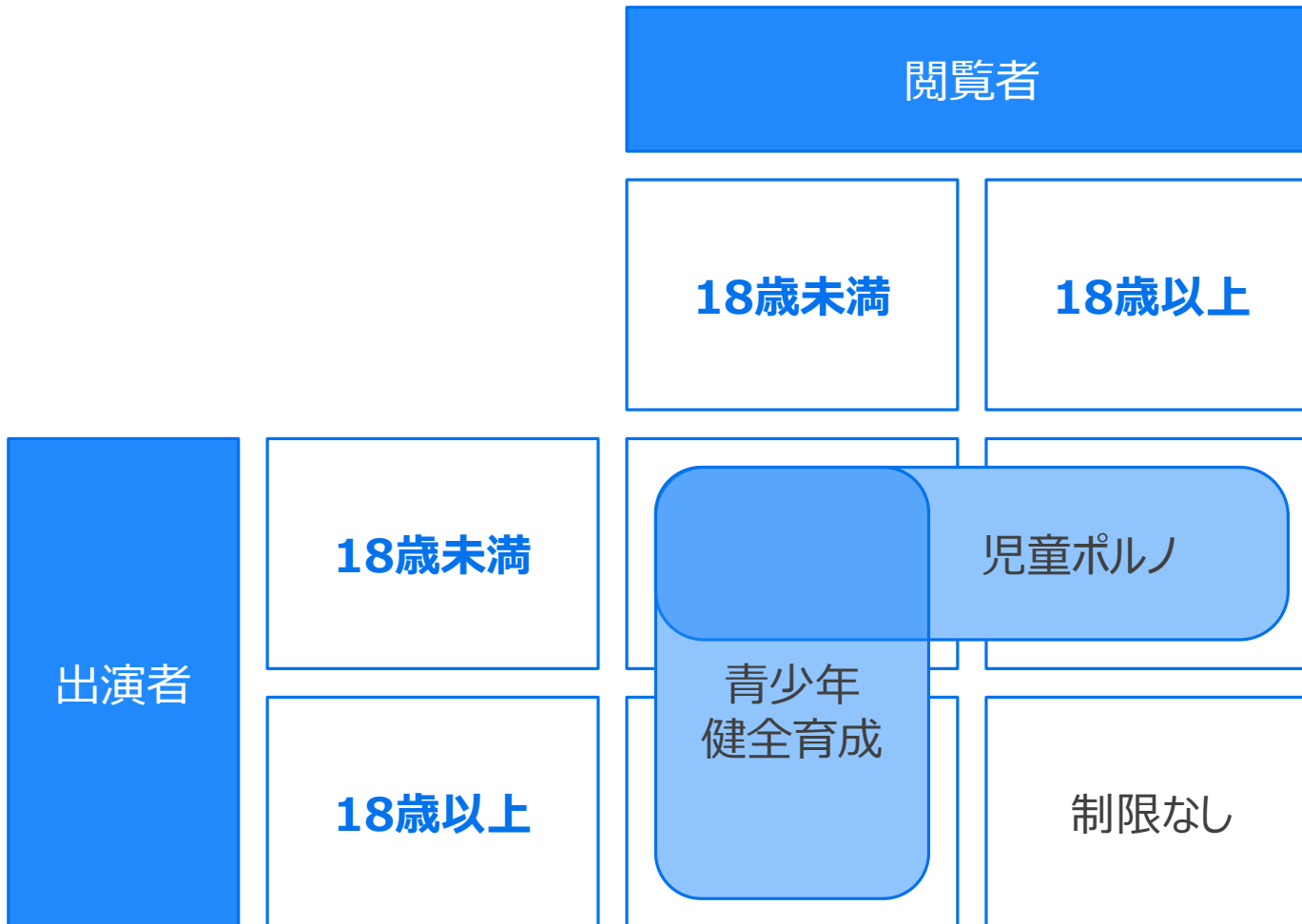
児童ポルノと表現の自由

- AFEEの立場としては、実在する児童が性的虐待被害者となることは絶対に避けなければならないが、実在しないキャラクターの性表現は制限されるべきではないと考える

	日本	諸外国
実在する児童	児童ポルノ禁止法により 製造・所持等が禁止	ほとんどの国で 製造・所持等が禁止
実在しない児童 (マンガキャラクター等)	日本では禁止されていない 限界事例は実在の 写真からCGで作った場合	国や地域によって 禁止されている国と 禁止されていない国がある

2つの側面での青少年保護

- 青少年保護という観点では「児童ポルノ」「青少年健全育成」の二つの観点で見る必要がある



著作権と同人誌の関係

- 最近の商業作家は同人誌の出身者が増えており、「コミックマーケットは（創作の）ゆりかご」と呼ばれている

二次創作 同人誌

商業的に流通しているオリジナル作品のキャラクターを用いて、新たなストーリーを作り上げた同人誌。同人誌とは同人（同好の士）が、資金を出し作成する同人雑誌の略語。AFEEでも年に2回AFEEマガジンを発行している



AFEEマガジン
Vol10
B5/60P 600円
(2018冬発行)

コミック マーケット

コミックマーケット準備会が主催する世界最大の同人誌即売会。夏と冬に年二回各3～4日間開催する。サークル参加が3.5万スペース、一般参加者は60万人程度。2019年末の開催が97回目



第62回における会場の模様（2002年夏）
Wikipediaより

著作権 非親告罪化

TPPなどでは著作権の非親告罪化が議論された。二次創作同人誌には著作権的にグレーな作品も多く、非親告罪化されることで、サークル同士の差し合いが懸念された。最終的には海賊版のみ非親告罪化された

- 長野県を除く46都道府県では青少年健全育成条例で有害図書（不健全図書）指定された書籍は区分陳列され、青少年に対する販売が禁止される

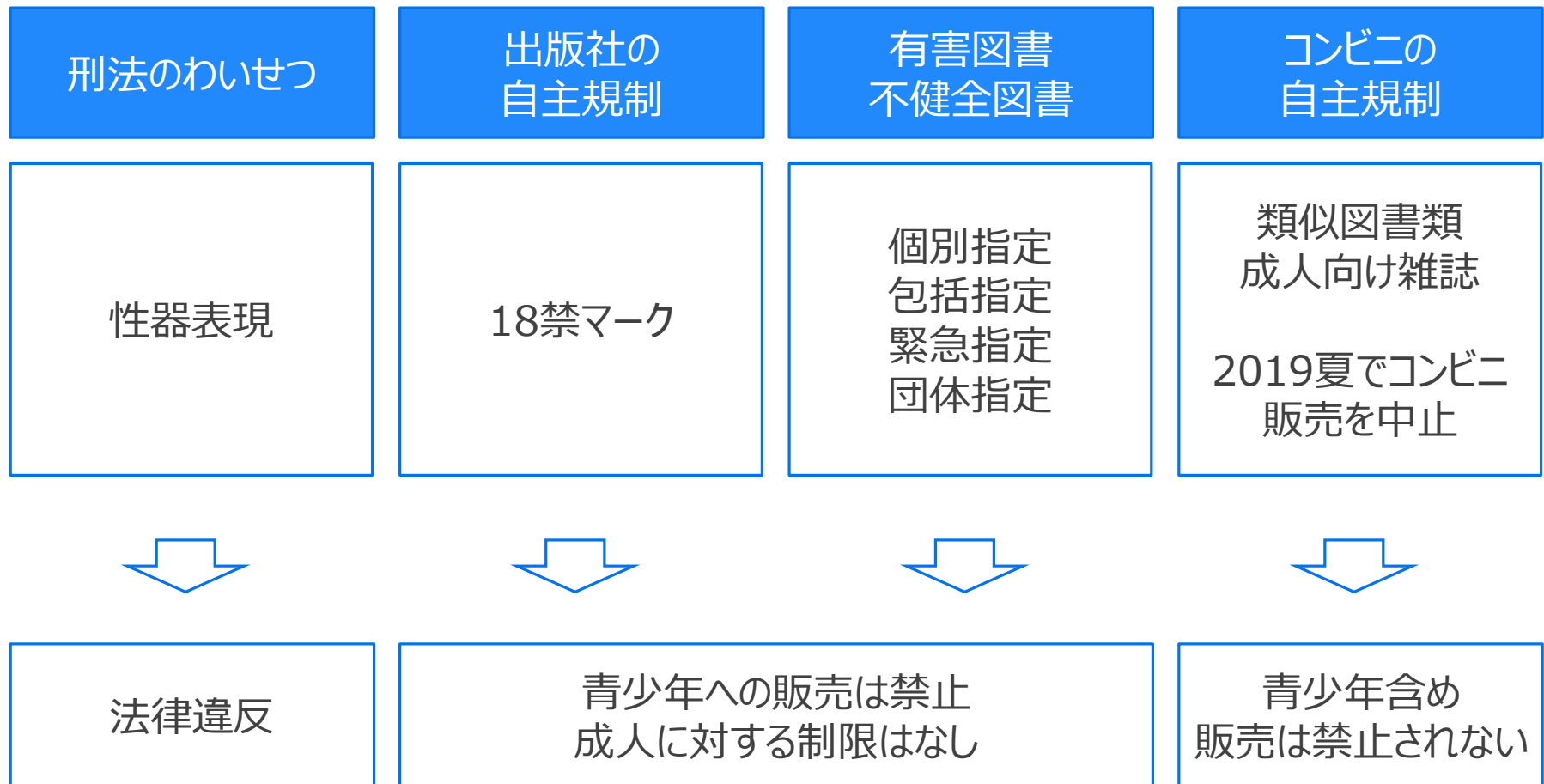
東京都の 条例

- 一 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの
- 二 漫画、アニメーションその他の画像(実写を除く。)で、刑罰法規に触れる性交若しくは性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交若しくは性交類似行為を、不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

- ※青少年に対する有害図書指定を国レベルで規制する法律はない
- ※結果的にネット上での有害図書指定はされていない
- ※図書以外にゲーム等を指定する府県もある

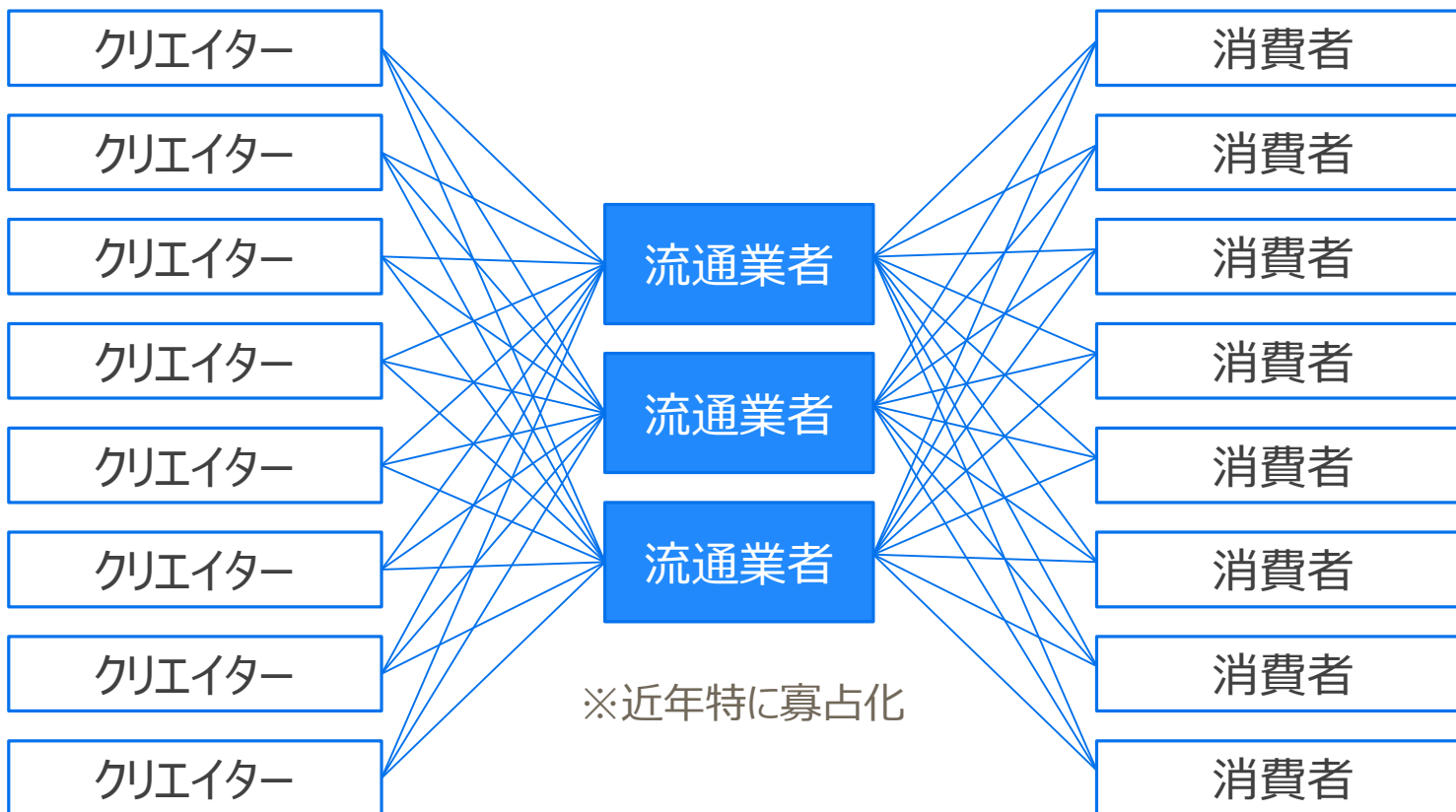
刑法175条と有害図書

- 一般論として左から右に「エロ度」は減少する



流通業者による表現規制

- 流通業者が寡占化することで、流通業者がコンテンツを制限することで消費者の選択肢は制限される
- AmazonやDMM（FANZA）が流通させない本などは実際に存在する



行政の表現の自由に対するかかわり方（一部編集長私見）

- 行政はコンテンツの内容を評価するべきではないと考えます。
- 仮に評価する必要がある場合は、専門家に評価を任せるべきであると考えます。

原則

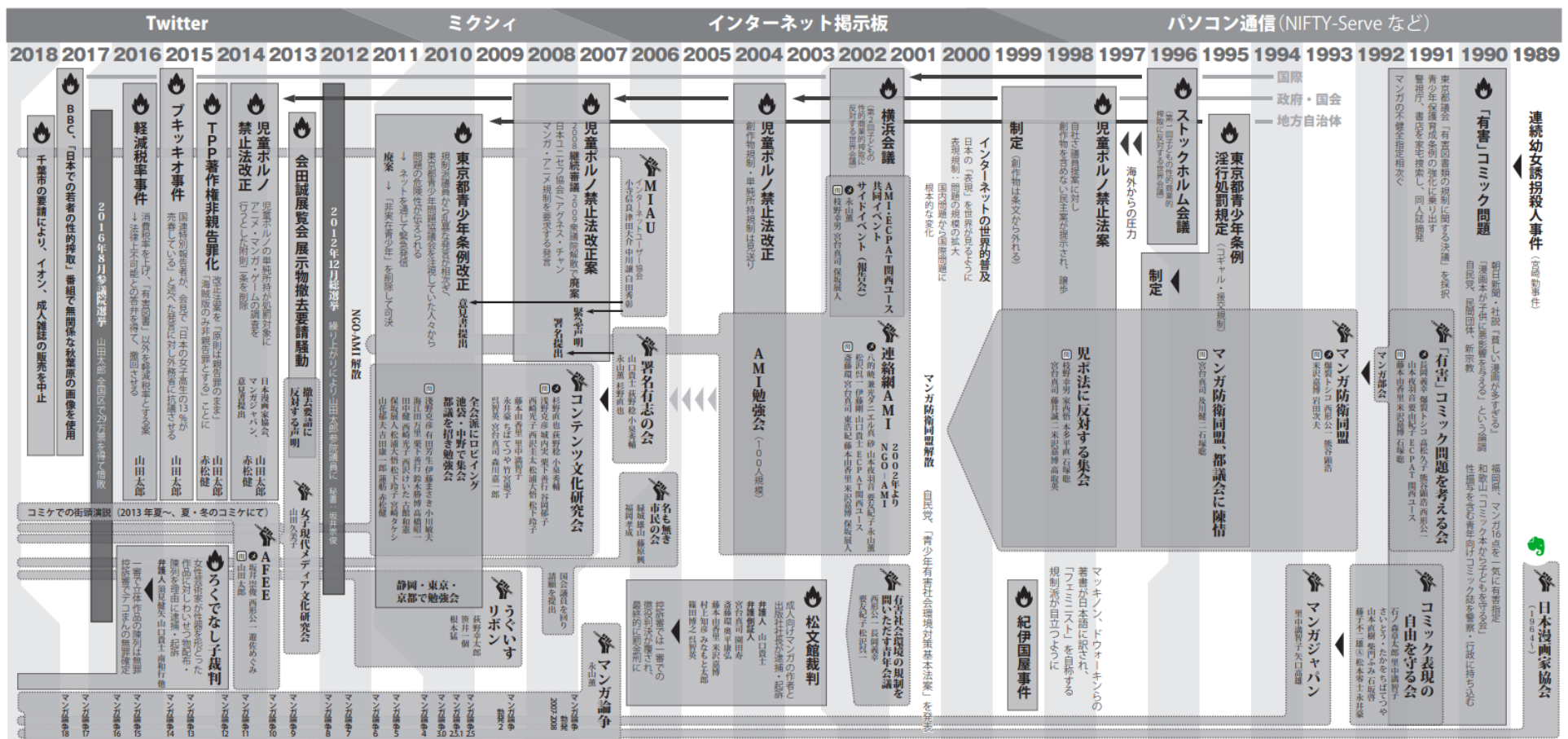
行政に表現の自由があるわけではない
一般に検閲は行政による表現の発表前に禁止することとされる

議論のポイント

- ✓ 行政は個別のコンテンツを評価（好評価・悪評価）することは許されるのか
- ✓ 行政による文化振興はどのように行うべきなのか
- ✓ 一度決定した補助、表現した表現を取り消すことはできるのか
- ✓ 行政が持つ施設における表現内容は規制されるのか

「反表現規制運動」の歴史と見取り図

- 近年の反表現規制の歴史は少女連続殺人事件（宮崎勤事件）でのオタクバッシングに反対するものがスタート



最後に

AFEEの理念（再掲）

- AFEEは前文と3つの基本原則の理念を持つ

前文

「AFEE（エーフィー）エンターテインメント表現の自由の会」は表現の自由を主張しつつ、マンガ・アニメ・ゲームなどエンターテインメントの全てのジャンルにおいて、わたしたち**消費者の権利・利益を守る活動をする団体**です。

消費者 団体

エンターテインメントの単なる受け手としての消費者ではなく、モノをいう消費者（読者・視聴者・ユーザーなど）として、**エンターテインメント消費者の権利・利益が守られる社会をめざします**。そのために、表現の自由に関する調査・研究や消費者のための情報提供・意見発信を行います。

表現の 結果責任

いっさいの表現規制に「表現の自由」「情報アクセスの自由」「通信の秘密」の立場から反対します。**他人の人権を侵害する表現は、その結果に対して責任が伴うべき**であり、表現の発信及び受信行為そのものを制限するべきではありません。

青少年の 自由

青少年を一律の保護の対象としてだけでなく、発達に応じて権利の主体として捉え、**青少年の自由を最大限に尊重**できるよう各種啓発、支援を進めていきます。特に青少年のエンターテインメントに触れたり、意見を発信したり、表現したい気持ちを歓迎し、積極的にその権利を守っていきます。

表現の自由を守るための約束

- 現職議員の方、選挙に出られる予定の方は、ぜひ「表現の自由を守るための約束」に賛同をお願いします

表現の自由を守るための約束

1. 公共の施設などでの表現・言論の自由を守る

- 同人誌即売会やコスプレイベント、展示会等の開催/参加の自由を守るよう働きかける
- 表現の内容についての、好悪感情などに影響された過度な干渉、妨害行為について毅然とした態度を取るよう働きかける

2. 青少年の健全育成などを理由にしたマンガ・アニメ・ゲームなど創作物に対する過度な規制に反対する

<https://afee.jp/senkyo/>